

| | | | |
|--|---|----------------------------|--|
| 令和 2 年 第 8 回 定 例 魚 沼 市 教 育 委 員 会 会 議 録 | | | |
| 会 議 日 程 | 令和 2 年 8 月 18 日 | 午前 1 時 30 分 午後 3 時 10 分 | 開会 閉会 |
| 場 所 | 魚沼市役所 本庁舎305会議室 | 書 記 | 佐藤 彰弘 渡邊 真絵 |
| 委員定数 | 5 名 (出席者 5 名 欠席者 名) | | |
| 出席委員 | 教育長 梅 田 勝 委員 高 橋 昇 委員 八 木 由美子 | 教育長職務代理者 | 星 麻 衣 委員 浅 井 誠 哉 |
| 欠席委員 | | | |
| 説明のため出席した者 | 局 長 吉 澤 国 明 学校教育課長 斎 藤 勝 浩 管理指導主事 吉 橋 哲 子ども課長 小 林 淳 学校教育課係長 佐 藤 彰 弘 | 政策監 | 伊 佐 貢 一 管理指導主事 島 田 昌 幸 生涯学習課長 大 桃 明 学校教育課主任 渡 邊 真 絵 |

会議事項及び議事の経過

開会宣言

(梅田 教育長) これより令和2年第8回魚沼市教育委員会を開催します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

(梅田 教育長) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、会議規則第23条第3項の規定により
高橋 昇 委員をお願いします。

日程第2 教育長の諸報告

(梅田 教育長) 日程第2、教育長の諸報告を行います。(日程3ページ、教育長諸報告により7月17日から8月18日までの出席会議・行事等について報告)

(梅田 教育長) 教育長諸報告について、質疑はありますか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(梅田 教育長) 教育長諸報告については、以上でよろしいですか。

(委 員) (「はい」の声あり)

(梅田 教育長) それでは以上で教育長の諸報告を終わります。

日程第3 議案第23号 令和2年度一般会計補正予算(第5号)について

(梅田 教育長) 日程第3、議案第23号 令和2年度一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

(吉澤 事務局長) 今回の補正につきましては、9月3日から開催される9月定例議会に提案される補正予算です。新型コロナウイルス感染症に関連して、未だ終息を見せないこともあり、追加の支援策及び追加の感染防止策に関する補正予算が市全体として主に計上されます。また、今年度の上半期が終わろうとしておりますので、コロナ関連を含めて中止となった事業に要する経費で不用になった予算について減額補正するものです。
内容については各課より説明いたします。

- (齋藤学校教育課長) 説明いたします。(資料により説明：日程4ページ以降、令和2年度一般会計補正予算(第5号)(学校教育課分)について説明)
- (大桃生涯学習課長) 説明いたします。(資料により説明：日程10ページ以降、令和2年度一般会計補正予算(第5号)(生涯学習課分)について説明)
- (小林子ども課長) 説明いたします。(資料により説明：日程12ページ以降、令和2年度一般会計補正予算(第5号)(子ども課分)について説明)
- (梅田教育長) 議案第23号について、質疑はありませんか。
- (委 員) 修学旅行の魚沼北中学校のキャンセル料はないと前回お聞きしましたが、今回の補正はどのようなものですか。
- (齋藤学校教育課長) 当初行き先を変更せず延期の予定でしたが、新型コロナウイルス感染症が終息しないため、行き先を県内に変更し、1泊で実施する計画となったためキャンセル料が発生しました。
- (委 員) 湯之谷中学校も変更ですか。
- (齋藤学校教育課長) 湯之谷中学校は完全に中止となりました。
- (梅田教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) 生涯学習課の堀之内体育館の軒天改修工事が減額となっていますが、外部改修工事の設計業務委託は計上されています。説明をお願いします。
- (大桃生涯学習課長) 当初北側軒天改修工事については、屋根の落下が見られないため3ヶ所の応急処置として560千円の工事費となる予定で、不用額12,338千円を減額しました。外部改修工事の内容ですが、来年度工事を実施するため、雨漏りの原因特定を含めた調査設計委託が12,617千円となっています。
- (委 員) 全体に改修するための設計委託ということですね。今年度調査をし来年度再来年度に完全改修をするということですね。
- (大桃生涯学習課長) 屋根の工事を含めて外壁工事を実施するものです。
- (梅田教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) 質疑なしと認めます。
議案第23号令和2年度一般会計補正予算(第5号)について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (梅田教育長) 異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり承認することとします。

日程第4 議案第24号 魚沼市教育委員会事務点検評価者の委嘱について

- (梅田教育長) 日程第4、議案第24号、魚沼市教育委員会事務点検評価者の委嘱についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- (齋藤学校教育課長) 説明いたします。(資料により説明：日程15ページ以降、魚沼市教育委員会事務点検評価者の委嘱について説明)
- (梅田教育長) 議案第24号について、質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) 質疑なしと認めます。
議案第24号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」

(梅田教育長) 異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり承認することとします。

日程第5 議案第25号 魚沼市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第26号 魚沼市子どもの医療費助成に関する条例施行規則の一部改正について

日程第7 議案第27号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第28号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正について

(梅田教育長) 日程第5、議案第25号 魚沼市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。併せて関連がありますので、日程第6、議案第26号 魚沼市子どもの医療費助成に関する条例施行規則の一部改正について、日程第7、議案第27号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第28号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正についてまでを一括議題といたします。事務局の説明を求めます。

(小林子ども課長) 説明いたします。(資料により説明：日程16ページ以降及び別紙資料、議案第25号 魚沼市子どもの医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第26号 魚沼市子どもの医療費助成に関する条例施行規則の一部改正について、議案第27号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例の一部改正について、議案第28号 魚沼市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正について説明)

(梅田教育長) 議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号について質疑はありますか。

(梅田教育長) 入院時食事療養費助成について、住民税非課税世帯で、かつ、0歳児のみが無償で、0歳児以外は有償であったものが、住民税非課税世帯であれば年齢関係なく無償ということですか。

(小林子ども課長) 限度額認定証の対象は、主に住民税非課税世帯であります。改正前は限度額認定証が交付された0歳児のみであったわけですが、改正後は限度額認定証を持つお子さんは1歳以上も無償となりました。

(梅田教育長) 他の市町村で、医療費をすべて無償化にしているところはあるのでしょうか。

(小林子ども課長) 令和3年1月1日改正予定ですが、完全無償化については県内では魚沼市が初であります。現在のところ他の自治体で完全無償化はありません。

(梅田教育長) ほかに質疑はありますか。

(委員) (「ありません」の声あり)

(梅田教育長) 質疑なしと認めます。
議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全委員) 「異議なし」

(梅田教育長) 異議なしと認めます。よって議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号については原案のとおり承認することとします。

日程第9 議案第29号 魚沼市ふるさと回帰育英奨学金貸与条例の制定について

(梅田教育長) 日程第9、議案第29号、魚沼市ふるさと回帰育英奨学金貸与条例の制定についてを議題といたします。

(齋藤学校教育課長) 説明いたします。(資料により説明：日程66ページ以降、魚沼市ふるさと回帰育英奨学金貸与条例の制定について説明)

- (梅田教育長) 議案第29号について、質疑はありませんか。
- (委員) 卒業後3年以内に居住し、5年間居住すれば返還しなくてよくて、5年居住しなければ返還しなければならないということですが、返還の仕方はどのようになりますか。
- (齋藤学校教育課長) 当初は、卒業後3年以内に居住し、5年間居住することを前提に貸与します。5年経過する前に転出した場合は、返還してもらうことになります。返還の義務が発生したときは、既存の奨学金制度と同様、10年以内に年1回又は年2回ずつ返還していただきます。
- (委員) 5年間居住することが前提なので、特別なことがなければ返還義務は生じないということですね。
- (齋藤学校教育課長) 5年居住すれば返還免除となりますので、ふるさと回帰育英奨学金については、基本的には給付型を考えています。
- (吉澤事務局長) 魚沼市に帰ってくるという意味を確認した上で、貸与を決定するわけですが、何があるかわかりませんし、帰って来られないということもあり得ますので、そうした場合は返還していただきます。
既存の奨学金制度と併存する制度ですので、将来帰ってくる予定が当初からない学生については、既存の奨学金を利用していただくことで使い分けることとなります。
- (委員) 原資は寄付された7,500万円ですが、返還免除となる方が増えれば当然原資が減ることになります。減った分は市の予算から補填されるのか、補填はしないのかいかがでしょうか。
- (吉澤事務局長) 7,500万円のご寄付が原資となっているわけですが、月額5万円で年間60万円、これを貸与していくと割と早くに補填しないと底をつくということが容易にわかります。例えば4年在学して3年以内に住み始め、5年間居住した場合に免除されますので、そこまでの期間が相当長くなり、少なくともその間は返還されないことが明らかですので、一般会計から補填をして7,500万円は維持していきます。毎年補填するか貸与が始まり数年後からになるかわかりませんが、毎年貸与できるよう補填をしていくことを想定しています。平均的に貸与者がいるということを想定して、補填も計画的に行うよう考えています。
- (委員) 基金条例の第2条に、基金の額は、7,500万円であり、市長が認める場合は基金に追加し積立をすることができるということと、積立てが行われたときは、基金の額は、当該積立額に相当する額が増加するものとあります。これに触れませんか。
- (吉澤事務局長) 追加して積立てをすることができるという枠内で、考えていますので、条例には外れていないという認識であります。7,500万円を超えて積立をできると解することもできますが、今のところ基金の増額は考えていません。7,500万円から減った分を補填していきます。
- (委員) 減った分を補填するのではなく、積立てが行われたときは、積立額に相当する額を増加するものとありますので、基金の額は減らしてはならない、追加した部分が7,500万円に増額するという解釈になると思いますがいかがでしょうか。補填された額だけ原資が増える、そういう場合にのみ積立が可能だという解釈ではありませんか。
- (吉澤事務局長) 貸し付ける原資が無くならないようにという考え方で、出ていった分を補填するという認識でおりますが、基金条例の解釈として正しいかどうか財政課に確認をしておきます。
- (委員) 貸与している額も原資のうちに入っていると解釈しています。
- (吉澤事務局長) 返還免除が決定した時点で、7,500万円の原資が減ることになります。返還免除が決定する前に補填していかないと、貸与する原資が無くなってしまうこととなります。
- (委員) 基金条例の制定時点では、返還免除するということを想定しなかったのではないですか。

- (吉澤事務局長) 当初から返還免除を想定しています。補填と積立の解釈については、財政課に確認をいたします。
まだ正式に出していませんが、貸付人数は5人程度で見込んでいます。貸与開始後4・5年で年間1,000万円程度貸与し、5・6年後には基金の底が見え始めます。実際どのくらいの応募があるかわかりませんが、5人程度であれば、一般会計から繰り入れが可能であると想定しています。
- (梅田教育長) 局長の説明のとおり解釈をしておりますが、文言については、捉え方が異ならないよう精査をいたします。
- (委員) 既存奨学金との違いはどこですか。また、他の奨学金との併用は可能ですか。
- (吉澤事務局長) 既存の奨学金との違いですが、基本的な要件は同じですが、ふるさと回帰育英奨学金は、将来魚沼市に戻ってくることを前提にしており、その意思を確認するため作文又は小論文を提出してもらう予定です。意思が確認された場合は、ふるさと回帰育英奨学金を利用させていただきます。他の奨学金との併用は、既存の奨学金と同様に、有利子の奨学金との併用は可能ですが、無利子の奨学金との併用はしないことで検討しています。
- (委員) ふるさと回帰育英奨学金は、市民の方の寄付が原資となっているということですので、寄付によってこの奨学金制度が設置されたという部分を条例に1項目加えてもらいたいと思います。1項目加えることによって寄付者の思いが伝わるといいますし、奨学生に対してもまた寄付者に対しても思いに報いる形になるのではないのでしょうか。趣旨がさらに生かされると思います。
- (吉澤事務局長) 寄付者の方は匿名を希望されています。どの程度その趣旨を明らかにするのかというところが、寄付者の本当の想いを承知していないところがあります。篤志家の方からご寄付をいただいたことは、議会でも説明しているところでもありますので、そこについては公表することは差し支えないと思いますし、貸与者にもそういう趣旨の奨学金であることはお知らせすべきであると思います。条例上どこまでうたうべきかは、事情を承知している者と寄付者の意思を含めて確認の上、検討したいと思います。条例上に載せることはできるとは申し上げられませんが、奨学生には趣旨を説明すべきだと思います。
- (委員) 寄付者の思いは市民として知っておくべきだと思いますので、個人的には載せてもらいたいと思います。
- (吉澤事務局長) 寄付を受けた課と例規担当課とも相談します。
- (委員) 経済的理由により就学困難な者とありますが、既存の奨学金の所得基準と同じと考えてよろしいですか。
- (齋藤学校教育課長) 所得基準は同じです。
- (梅田教育長) 細かい基準などは規則に載りますか。
- (渡邊学校教育課主任) 募集要項に掲載します。
- (委員) 募集要項に、高橋委員のおっしゃった制度の趣旨を掲載したらいかがでしょうか。
- (吉澤事務局長) 要項であれば、教育委員会でご報告させていただきます。
- (梅田教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) 質疑なしと認めます。
議案第29号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全委員) 「異議なし」
- (梅田教育長) 異議なしと認めます。よって議案第29号は原案のとおり承認することとします。

日程第10 協議事項

①奨学生の決定について

- (梅田教育長) 日程第10、協議事項①、奨学生の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。
- (斎藤学校教育課長) 説明いたします。(資料により説明：別紙により、①奨学生の決定について説明)
- (梅田教育長) 協議事項①について、質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) 質疑なしと認めます。
協議事項①について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全委員) 「異議なし」
- (梅田教育長) 異議なしと認めます。よって協議事項①は原案のとおり承認することとします。
- (梅田教育長) それでは以上で協議事項①を終了します。

日程第11 報告事項

①魚沼市乳幼児健康診査実施要綱の一部改正について

- (梅田教育長) 報告事項①、魚沼市乳幼児健康診査実施要綱の一部改正について、報告をお願いします。
- (小林子ども課長) 報告いたします。(資料により説明：日程72ページ以降及び別紙資料、魚沼市乳幼児健康診査実施要綱の一部改正について説明)
- (梅田教育長) 報告事項①について、質疑はありませんか。
- (委員) 要綱の改正理由に新型コロナウイルス感染拡大に伴いとありますが、集団検診と個別受診は選択できるのですか。コロナウイルス感染症が収束したら終わりですか。
- (小林子ども課長) 国の2次補正ということで、令和2年度末までの内容です。
- (委員) ここまで制度改正しているのも、また戻すのは大変ではないのかなと思いました。
- (小林子ども課長) 集団で実施した方が効率が良く予算も抑えられるのですが、コロナが収まれば集団検診に戻ることにしたいと思います。場合によっては、改正した要綱によって必要な時に個別検診の対応が可能ということでもあります。8月3日から施行ですが、適用は4月1日に遡っています。
- (梅田教育長) そのほか質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) それでは以上で報告事項①を終了します。

③魚沼市出産・育児応援給付金支給要綱の制定について

- (梅田教育長) 報告事項②(市長部局要綱)、魚沼市出産・育児応援給付金支給要綱の制定について、報告をお願いします。
- (小林子ども課長) 報告いたします。(資料により説明：日程83ページ以降及び別紙資料、魚沼市出産・育児応援給付金支給要綱の制定について説明)

- (梅田教育長) 報告事項②について、質疑はありませんか。
- (梅田教育長) 要綱第2条に引き続き市に居住する意思のある者とありますが、意思がなければ支給しないということですか。
- (小林子ども課長) 例規担当からの意見を受けて加えた1項でありましたが、悪意をもってということはなかなかないと思いますが、あえてさらに今後も魚沼市で子育てをしていきますという意思を確認するため、チェック項目を1つ設けてはどうかということでしたので、記述しています。
- (梅田教育長) 他の自治体で、同じような制度を設けているところがありますか。
- (小林子ども課長) 近隣ですと十日町市でその動きがありますし、南魚沼市でも検討しているということでしたが、結果として実施の方向かは確認できていません。
- (梅田教育長) そのほか質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) それでは以上で報告事項②を終了します。

③共催依頼

- (梅田教育長) 報告事項③共催依頼について、報告をお願いします。
- 【以下、日程88ページ以降資料に基づき報告】
- (斎藤学校教育課長) ③共催依頼1件について報告
- (大桃生涯学習課長) ③共催依頼2件について報告
- (梅田教育長) 報告事項③について、質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) 以上で報告事項③を終了します。

④後援依頼

- (梅田教育長) 報告事項④後援依頼について、報告をお願いします。
- 【以下、日程97ページ以降資料に基づき報告】
- (斎藤学校教育課長) ④後援依頼2件について報告
- (大桃生涯学習課長) ④後援依頼1件について報告
- (梅田教育長) 報告事項④について、質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) 以上で報告事項④を終了します。

日程第12 その他

①その他

- (梅田教育長) 日程第11、その他、①その他
- (梅田教育長) ①その他についてありますでしょうか。
- (佐藤学校教育課係長) 先月の会議録について、修正等ありませんでしょうか。
- (全委員) 「ありません」
- (梅田教育長) それでは以上で①その他を終了します。

②今後の会議日程

(梅田教育長) 第9回定例会は9月11日、午後1時30分から本庁舎3階305会議室で開催することとします。なお、この日に、総合教育会議でよろしいでしょうか。

(佐藤学校教育課係長) 午後3時から302会議室で教育行政会議を開催を予定しています。

(梅田教育長) それでは以上で②今後の会議日程を終了します。

(梅田教育長) 以上で日程を終了することとし、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 3 時 10 分

以上の記録は、書記が整えたものであるが、その正確であることを証して署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

会議録署名委員